## 斎場整備基本構想の策定に向けて

現在の斎場は昭和46年に開設され、定期的な点検とメンテナンスを実施していますが、近年の急速な超高 齢社会の進展を受け、現在の火葬能力では今後増大する火葬需要への対応が困難であることが予測されていま す。

そこで本市では、将来の斎場整備にあたっての基礎資料とするため、「岸和田市斎場整備基本構想」を策定 することとしました。本構想の策定にあたり、施設規模、機能、施設整備面での民間事業者のノウハウの導入 に関する検討等も行い、今後、斎場整備を具体化する際に効率的な斎場整備・斎場運営が検討できる資料とな るよう基本的な考え方を取りまとめました。

今後、この基本構想の枠組みに基づき、施設整備に備えた詳細な調査を進めたのち、具体的な検討を進める 予定です。

# 岸和田市における火葬の概要

#### 現斎場の概要と年間火葬件数

名称	岸和田市立斎場			
所在地	岸和田市流木町 1092 番地の 1			
敷地面積	7, 226. 44 m <sup>2</sup>			
建築面積	655. 50 m² (589. 00 m² + 66. 50 m²)			
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建、鉄骨造平屋建			
火葬施設	人体火葬炉 10基(うち1基:大型炉)			
	小型火葬炉 1基			
	胞衣炉(汚物炉) 1基			
	地下タンク 5,000l , サービスタンク 200l			
年間火葬件数	平成 27 年度 2, 117 件			

# 上空から見た斎場



外観 (建物)



## 火葬需要の予測

将来人口の予測から年間死亡者数を予測すると 2035 年の 2.404 人が最大となり、市民以外が本斎場で火葬 する割合等を考慮すると、年間火葬件数は最大で2,481件となります。

#### 推定年間死亡者数の推移(総数)



2.481件を火葬が集中する日を考慮し 計算すると一日あたり最大14件の火葬能 力が必要となり、1炉で1日に2回火葬を 行うとすると最低7基が必要になります。

#### 必要炉数

種類	炉数	
理論的火葬炉数	7基	
予備炉	1基	
小型炉	1基	
動物炉	1基	
合計	10 基	

## 新斎場の必要性の検討

現在の斎場は開場後 45 年が経過し、今後どのように整備を行うかを検討する時期に来ています。そこで 整備手法に関して、以下の観点で整理検討し、総合的に判定を行います。

#### ①建築的観点

昭和56年以前の耐震基準で設計されているため、大規模改修を行う場合には、新しい耐震基準による改 造が避けられないことが考えられます。

このほかバリアフリー対策として、段差の解消やトイレの改修が必要となります。また、これらの工事を、 火葬炉を稼働させながら行わなければならないという制約があり、困難であると考えます。

## ②火葬炉としての観点

最新の火葬炉に変更するとすれば、建築物に対する大幅な改造が必要となり①で述べたように、現斎場の 大規模な改造による利用については困難であると考えます。

## ③施設の諸機能としての観点

火葬時にプライバシーを保護しながら告別や収骨を行えないこと、待合室がないこと、バリアフリー対策 を含めたトイレの不十分さ、駐車場の不足など、会葬者に対して火葬時に十分なサービスを行うには、現施 設では困難な状況であると考えます。

#### 4その他考えられる課題

現施設に対する古さ・寂しさを訴える意見があり、整備が求められています。

建築施設の状況、火葬炉の状況、諸機能の現状から見て、いずれも満足されるものではありません。大規 模改修ということも考えられますが、施設の劣化や建築基準法による制約を考えると非現実的であり、建て 替えが唯一の選択肢と考えられます。

## 斎場構想の基本的な考え方

#### ①将来の火葬件数の増大に対応します

今後さらに増大する火葬件数に対応できるよう、必要な性能を有した適切な規模の炉を整備し、将来の 火葬需要に備えます。

あわせて、火葬需要の増大に伴い、必要な駐車場台数の増加が想定されるため、需要に見合った量の駐 車場を想定し、必要量を整備します。

#### ②会葬者の心情に配慮した諸室などを整備します

現在の斎場は火葬炉と炉前ホールのみを有している状況でありますが、会葬者のプライバシーを確保す るなど会葬者心情に配慮した設備(告別室、収骨室、待合室、トイレ等)の検討を行い、必要な諸室を整 備します。ただし、式場については、市内に民間の式場が多数あることから慎重に検討を行います。

## ③環境への負荷を軽減します

斎場の整備にあたり環境保全対策を十分に行い、周辺の環境への負荷をより少なくする施設とします。 また、周辺住民の方に安心していただけるよう自主的に環境影響評価を行います。

#### ④景観への配慮と良好な環境づくりを行います。

周辺の環境に留意しながら、会葬者の心を和ませる景観づくりに配慮し、周辺との調和とともに斎場内 の良好な環境づくりを行います。

岸和田市斎場整備基本構想(案) 2/2

# 施設規模の概略検討

建築に必要な面積に加え、駐車場及び外構 部分を加えると、敷地全体で、14,000 ㎡程 度の敷地が必要となります。

(「建築設計資料 46:葬祭場・納骨堂」建築 思潮研究所より作成)

種別	面積
建築面積	3, 000 m²
延床面積	(4, 000 m²)
構内通路	2, 500 m²
駐車場	2, 400 m²
庭園部分	1, 000 m²
環境緑地帯	5, 100 m²
合計	14, 000 m²

# 整備費・維持管理費の検討

建築施設及び火葬炉設備に関する概ねの費用を周辺3市の事例に、本計画の規模を当てはめると、建築施設で16.8億円、火葬炉設備で4.3億円と想定されます。

このほか、造成費や外構整備費が必要となりますが、設置場所によって大きく変動します。

維持管理費は、運営の手法によって変わることが考えられ一概にいうことは難しいですが、周辺事例から 1つの市を参考にし、本計画の規模を当てはめると、年間 8.300万円と想定されます。

# 適地の検討

## 候補地一覧

現斎場近隣用地	現斎場北側隣接地 現斎場南側山林
臨海部用地	ちきりアイランド(阪南2区) 岸和田市貝塚市クリーンセンター横
市街化調整区域内用地	丘陵地区自然エリア内公共施設充当用地 神於山周辺山林



現在市が保有し、建築物がなく面積など一定の条件を満たす用地を候補地とし、さらに法による規制、アクセス、インフラ、計画等による制限などの項目で比較し、総合的に評価を行った結果、今後、この他の市有地から新たな候補地が現れない限り、現斎場近隣用地が現時点での最適候補地と考えられます。

# 環境保全目標の設定

斎場に関しては、施設から発生する大気汚染物質の排出基準、臭気、騒音の規制基準が定められていません。本市の斎場整備においては、大気汚染防止法等で定められた基準や近年の他自治体の自主目標値を参考に、自主的な公害防止目標値を設定し、この目標値を達成できる施設整備を行っていく必要があります。

# 整備・運営手法の検討

公共施設の整備手法として、従来から行われてきた設計、建設、維持管理等の分離発注方式はもちろんのこと、財政負担への配慮や運営・サービスの充実などから、さまざまな形で民間の力を活用する方式が採用されています。

民活型の事業方式の選択にあたっては、財政面やサービス面などにおいて、導入のメリットが生まれることや、VFM (Value For Money) ※1の検証を行い、財政支出に比べて提供されるサービスの向上が最も期待できる方式を選択することが重要となります。

#### 事業方式比較表

区分	分離発注方式	一括発注方式		
	(従来型)	DB方式	DBO方式	PFI方式
設計	設計会社	設計会社・建設会社・	PFI事業者(SPC) ※2	PFI事業者(SPC) ※2
建設	建設会社・火葬炉メーカー	火葬炉メーカー		
維持管理	直営・維持管理会社	直営・維持管理会社		
運営	直営・運営会社	直営・運営会社		
発注方式	分離発注 (仕様発注※3)	一括発注 (性能発注※4)	一括発注 (性能発注※4)	一括発注 (性能発注※4)
業者の選定	個別に選定	個別に選定	事業者を募集し、提案 を受け優先交渉権者 を選定	事業者を募集し、提案 を受け優先交渉権者 を選定
事業期間	原則単年度	原則単年度	12-20 年程度	12-20 年程度
民間資金の活用	活用なし	活用なし	活用なし	活用あり

※1 V F M : P F I 事業における最も重要な概念の一つで、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給 するという考え方のこと。従来の方式と比べて P F I の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

※2 SPC : Special Purpose Company. ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFIでは、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)が新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

※3 仕様発注:発注者が施設構造、資材、施工方法等、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

※4 性能発注:性能を満たしていれば細かな手法は問わない発注方式。 内閣府「PFI事業導入の手引き」HPより

PFI方式やDBO方式による場合は、運営も含めて民間事業者にゆだねることとなりますが、従来の分離発注方式やDB方式による場合は、別途運営者を決める必要があります。

その中には直営や委託業務として行う場合も含まれますが、指定管理者制度を活用しているケースも見られます。

今後、整備方法の検討と並行し、運営方法についても、住民サービスの向上と行政コスト縮減の視点から、 斎場にとって最適な手法を選定していきます。